

証券コード：6596

2022 年 6 月 14 日

株 主 各 位

栃木県河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺 2168 番地 10
筑波精工株式会社
代表取締役社長 傳 寶菜

第 37 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第 37 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただくよう強くご推奨申しあげます。

お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022 年 6 月 28 日（火曜日）午後 5 時 30 分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022 年 6 月 29 日(水曜日) 午前 11 時
2. 場 所 栃木県宇都宮市駅前通り三丁目 2 番 3 号
チサンホテル 宇都宮 2 階会場 “いちよう”
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

第 37 期（2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで）

事業報告及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第 1 号議案 定款一部変更の件

第 2 号議案 取締役 4 名選任の件

第 3 号議案 監査役 2 名選任の件

以 上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合、新型コロナウイルスの感染状況によって総会の運営に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://tsukubaseiko.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認の上、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

◎株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

事業報告

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

【全般的概況】

当事業年度におけるわが国経済は、突如現れ一気に蔓延するコロナウイルスの変異株により緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令と解除が繰り返され、幅広い業種で厳しい状況が継続しました。

世界経済を見渡しますと、中国とアメリカの半導体戦争が先鋭化する中、コロナウイルスの猛威が過去に見られない程の経済の重石となり、多くの国で国債の乱発によるバランスシート膨張を容認する等の景気停滞を抑え込む必死の対応が見られました。2022年2月末には、この状況に追い打ちをかけるようなロシアによるウクライナ進攻が世界を震撼させ、国連の安全保障理事会はロシアの拒否権により機能停止に追い込まれ、大国による他国の侵略と殺戮が野放しにされる状況が世界中のメディアで連日報じられました。

このような状況の中で、当社は日本とアジアを中心とした顧客のニーズに応える為の製品の改良を進め、ユーザーに寄り添った開発を全力で継続し、国内におけるサポーター（以後「Supporter」という）とステージの新規顧客開拓や、海外の大手ファンドリ向けの Supporter の継続的な小口の供給により顧客層の厚みを作り上げるとともに、これらの顧客からの今後の大口受注に耐えうる生産体制を構築するなど、攻守にわたる準備を進めてまいりました。

特に海外でニーズが増加傾向にある Supporter 向けの自動機・半自動機に使用する電子部品などの調達難が継続したことから、Supporter の売上と併せて当事業年度の海外市場での売上に少なからず影響を与えましたが、新規顧客が増加中の国内のその他製品の取引を積み重ねることで海外の不振の影響を吸収してまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は 215 百万円（前年同期比 110.7%）、営業損失は 74 百万円（前年同期は 90 百万円の営業損失）、経常損失は 73 百万円（前年同期は 86 百万円の経常損失）、当期純損失は 113 百万円（前年同期は 108 百万円の当期純損失）となりました。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していますが、「1. 株式会社の現況に関する事項（11）その他株式会社の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための対応策を講じることにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

【製品分類別概況】

(Supporter)

Supporter の利用目的は主に半導体の把持・加工中の半導体のひび割れ防止・半導体の反りの防止であります。薄化後の半導体は加工中に割れやすくなり容易に微細なひびが発生します。また、半導体表面の回路形成は製品により様々であります、特に高速スイッチングとオン抵抗を低減する為に開発された SuperJunction 仕様の MOSFET は、その構造からウエハが相対的に厚いものが多く、特に「トレンチ埋め戻しエピ製法」等によりウエハ全体に強い歪みを生じさせるため、「ロボットハンドルによる真空中のハンドリングが不能になる」場合や、「反りの発生により裏面のスピネッチングの精度が低下する」などの課題が発生しており、これらの対策として当社 Supporter の利用検討が進められています。

さらに当社における Supporter の足許の対顧客交渉状況をつぶさに見ると、台湾と中国における Supporter の営業交渉では、過去 3 年の地道な営業活動の成果が如実に現れ、「顧客の課題」＝「筑波精工の課題」という文脈で語れる程の状況が作り出されています。

つまり、3 年前にはニーズが見込まれる大手ファンドリ向けに、具体的な課題の有無に関係なく Supporter の利用を勧める営業活動を行い、Supporter 納入後は長い間レスポンス無しに待たされるなど、顧客側も Supporter の能力や機能を十分に認識しない（この当時当社では個々の客が抱える個別の課題に対して Supporter がどのような解を提供できるのか今ほどは明確ではありませんでした）期間がございました。ところが今や「ウエハの薄化の進捗や、Super Junction によるウエハの反りと、スピネッチングの際に「反り」が原因で発生する様々な課題が顕著になってきたので、Supporter による反り矯正について協働してほしい」「スピネッチングによる加工を Supporter により行うことができれば、大幅に工程を圧縮できるので、エッチング液に耐性のある Supporter を共同で開発してほしい。その為ならテストの為に実ラインを提供してもいい。」などという商談が進められる状況がそこかしこに見られ、あらゆることが具体化・スピードアップ化しております。

このように直近 1 年程度の間に Supporter の商談が濃密になったことで、顧客の要望の内容もより具体的になり、これに対する社内での対応も多岐にわたるものとなりました。多くの顧客が既存の標準的な Supporter に追加的な技術仕様を付加した製品を要求したため、当初に予算化していた案件が想定を超えた開発を伴うものとなり、この結果 2022 年 1 月 21 日の修正予想 25 百万円より 4 百万円増加の 30 百万円（当初通期予想 263 百万円に対して 11.7%）の売上となりました。

(ステージ)

ステージの売上高は、一部大口顧客による商流の変更により当事業年度に予定していた受注が翌事業年度に期ずれしたことにより、2022 年 1 月 21 日の修正予想 68 百万円より 4 百万円減少し、64 百万円（当初通期予想 100 百万円に対して 64.1%）となりました。

(自動機)

自動機の売上高は、当初より Supporter とセットによる販売を予定しておりましたところ、当該 Supporter の受注が延期されたことで、当初通期予想 60 百万円が達成されませんでした。

(その他)

その他製品の売上高は、当初予算を保守的に計画してまいりましたが、国内顧客の小口の需要を丹念に捉える基本動作を継続し、顧客との対話増加による信頼獲得に成功したことで当初予算を超える受注が継続した為、2022 年 1 月 21 日の修正では当初通期予想 45 百万円に対して 128 百万円を修正予算としておりました。その後の一部受注の期ずれにより、2022 年 1 月 21 日の修正予想 128 百万円より 7 百万円減少し、121 百万円（当初通期予想 45 百万円に対して 268.9%）となりました。

(2) 設備投資の概況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、40 百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度中に取得・完成した主要設備

- ・ 自動機
- ・ **Supporter** 量産用の検査治具等

ロ. 当事業年度において実施した重要な固定資産の撤去、減失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、新型コロナウイルスによる全世界的な景気減速に加え、原油・穀物などの高騰により次第に高まりつつあるインフレ対策として各国中央銀行により利上げと量的引き締めが開始されるなど、世界経済の先行きが見えないリスクに晒されております。また、空前の半導体需要の逼迫により、世界規模での半導体争奪戦が巻き起こり、半導体受託製造に特化した業態ファンドリが台湾・中国などのアジアに集中している状況がクローズアップされ、ファンドリを中心とした半導体サプライチェーンに関する地政学的リスクが強く意識されてきました。当社の活動の中心である台湾と、台湾を自国の国内政治の対象と認識する中国とを並べて観察いたしますと、ウクライナで起こっていることや香港が経験した状況が、将来台湾で発生することが容易に想起されます。当社の立ち位置が、ファンドリの集積する台湾と中国の両方を重視せざるを得ないものであることから、現在のウクライナとロシアの関係が台湾と中国で発生した場合には、当社の存立に大きな打撃を与えることは自明であります。このリスクを低減する策は **Supporter** による台湾・中国での一本足打法を改め、いまだに十分な実力を有する国内外におけるステージとその他の商品の販拡にも相応の力を入れ、**Supporter** 以外の商品にも会社リソースを充て、地域や商品を偏らせることなく売り上げを上げることができる体制を整えることであります。

海外顧客との協業は更に密接に進むことが想定され、今や顧客の課題とその解を当社が握っている状況となったことから、当社の開発が顧客の課題の解に達した時点で **Supporter**（半導体向け）は相当数の売上に繋がる状態であります。しかしながら、顧客のそのような動きに追従する為の様々な軋みが社内で見られ始めており、当社はあらゆる業務分野で合理化・機械化・スピードアップが必須となりつつあります。

当社は、創業以来事業の成長を牽引する静電チャックのコア技術を磨き、外部環境の変化や課題に迅速かつ機動的に対応してまいりました。変化の速度が増す産業機械分野においては、今後も静電チャックが実現する高付加価値な生産技術への期待は高く、当社は一層の対応能力が求められます。当社は高まる静電チャックへの需要に応えるべく、社内体制の一層の強化を図るとともに、生産技術の進化と、静電チャックが切り開く新たなアプリケーションの応用範囲の拡大に向けて、積極的な体制整備を推し進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 2019 年 3 月期	第 35 期 2020 年 3 月期	第 36 期 2021 年 3 月期	第 37 期 2022 年 3 月期 (当事業年度)
売 上 高 (千 円)	340,642	168,132	195,130	215,925
営業利益又は営業損失(△) (千円)	1,252	△188,648	△90,732	△74,168
経 常 損 失 (△) (千 円)	△56,315	△189,260	△86,447	△73,690
当 期 純 損 失 (△) (千 円)	△62,365	△380,462	△108,969	△113,014
1 株当たり当期純損失(△) (円)	△19.27	△102.11	△29.25	△30.33
純 資 産 (千 円)	920,312	539,849	430,879	317,865
総 資 産 (千 円)	995,038	654,695	632,991	527,746
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	247.00	144.89	115.64	85.31

注 1) 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数を用いて算出しております。

注 2) 2018 年 6 月 21 日付で、普通株式 1 株につき 1,000 株の割合で株式分割を行っておりますが、第 34 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純損失(△)及び 1 株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022 年 3 月 31 日現在)

事 業 の 種 類	事 業 の 内 容
静電界を用いた吸着システム事業	静電チャックの開発・製造・販売

(8) 主要な営業所 (2022 年 3 月 31 日現在)

名 称	所 在 地
本 社	栃木県河内郡上三川町

(9) 従業員の状況 (2022 年 3 月 31 日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
20 名	42.3 歳	5.3 年

(10) 主要な借入先及び借入額 (2022 年 3 月 31 日現在)

借 入 先	借入額
(株)足利銀行	60,000 千円
(株)商工組合中央金庫	50,000 千円
(株)日本政策金融公庫	10,000 千円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、当事業年度において営業損失 74 百万円、経常損失 73 百万円、当期純損失 113 百万円を計上しており、継続的な営業損失及び継続的な営業キャッシュ・フローのマイナスが発生しており、次項の表に示したとおり、営業利益においては過去 2 期連続、経常利益、当期純利益、営業キャッシュ・フローについては過去 3 期連続してマイナスが発生しております。

単 位 (百 万 円)	2019 年 3 月期 期末	2020 年 3 月期 期末	2021 年 3 月期 期末	2022 年 3 月期 期末
営業利益又は営業損失 (△)	1	△188	△90	△74
経常損失 (△)	△56	△189	△86	△73
当期純損失 (△)	△62	△380	△108	△113
営業キャッシュ・フロー	△128	△156	△78	△67

以上の状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

なお、当社は、以下に記載の諸施策の実施により業績を改善し、当該重要事象等が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

具体的な対応策は次のとおりであります。

1. 顧客とのより緊密な連携によるソリューションの提供

当事業年度においては、顧客であるファンドリや大手半導体製造企業等の研究開発部門との連携に更に磨きを掛け、ついには当社の Supporter 採用を前提とした半導体の製造受託を引き受けるファンドリの事例がございました。

お客様における当社の製品利用は、多くが薄化されたウエハ把持のケースや、SuperJunction 方式等の採用によりウエハの反りが発生し真空環境下でのロボットハンドルの把持が不能となったケース、反りの発生によりスピネッチングが不能となった半導体の裏面処理のケース、大型化・薄化により上向けの水平面以外では適正な処理が不能となったガラス材の下向けの把持のケースなどです。各社各様の製造仕様に対して各社各様の課題がある為、Supporter の基本的な性能アップを進めるとともに、このような個別の課題の対策にも取り掛かってまいりました。このような個別の対応の例をあげますと次のようなものがあります。

- ① 表面形状が特殊な半導体の加工の為半自動機・自動機への特殊機能の付加
- ② 反りが強いウエハ裏面の「スピネッチング」工程を実行する為の特殊 Supporter の開発
- ③ 反りが強いウエハや、しなり・たわみの発生する薄板ガラスの均一把持による表面処理の精度向上
- ④ MEMS・BAW フィルター等の表面形状の凸凹を保護するための Supporter の利用

このように、顧客との近い距離での研究開発活動が実績に直結する可能性の高い様々な開発を選択的に推進することで近い将来の大幅な売上アップを目指しております。

2. 金融機関との継続的な交渉

手元流動性拡充による経営の自由度確保を目指し、大口案件獲得の際にはプロジェクトファイナンスの方法で仕入額相当の借入を実行するべく取引先銀行と交渉を継続しております。なお、プロジェクトファイナンスによる借入は主に検収までの期間が相対的に長く、手元流動性の減少に繋がる自動機などの受注時に活用する予定であります。

3. 販管費圧縮・原価低減・納期短縮

経費圧縮を積極的に推進し、部材仕入れ業務の強化や、仕入れ先の多様化による一括発注時の納期短縮と、受注から納品までの期間短縮によるキャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。

以上のような施策を行うことにより、収支の好転と共にキャッシュ・フローも確保できると考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000 株
 (2) 発行済株式の総数 3,806,000 株
 (3) 当事業年度末の株主数 51 名
 (4) 上位 10 名の株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
INDUSTRIAL TECHNOLOGY INVESTMENT CORPORATION	392,894	10.54
TNP 中小企業・ベンチャー企業成長応援投資事業有限責任組合	381,000	10.22
株式会社オプトラン	280,000	7.51
合同会社 T C T S O 5	275,000	7.38
柿崎尚志	270,000	7.24
樋口俊郎	258,000	6.92
TEL Venture Capital Inc.	255,000	6.84
傳 寶菜	217,000	5.82
トゥルーバグループホールディングス株式会社	200,000	5.36
坂井正明	180,000	4.83

注 1) 当社は自己株式を 80,000 株保有しています。

注 2) 上記の持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

注 3) 持株比率は、小数点第 3 位以下を切り捨て表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

区分	名称	新株予約権 の数	新株予約権の目的 となる株式の種類 及び数	行使期間	行使価額	保有する 者の人数
取締役	第 3 回 新株予約権	540,000 個	普通株式 540,000 株	2020 年 7 月 8 日から 2028 年 6 月 19 日まで	1 株につき 50 円	3 名
社外 取締役	第 3 回 新株予約権	20,000 個	普通株式 20,000 株	2020 年 7 月 8 日から 2028 年 6 月 19 日まで	1 株につき 50 円	2 名

- (2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

区分	名称	新株予約権 の数	新株予約権の目的 となる株式の種類 及び数	行使期間	行使価額	保有する 者の人数
従業員	第3回 新株予約権	20,000 個	普通株式 20,000 株	2020年7月8日から 2028年6月19日まで	1株につき 50円	4名
その他	第3回 新株予約権	15,000 個	普通株式 15,000 株	2020年7月8日から 2028年6月19日まで	1株につき 50円	2名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
傳 寶 菜	代表取締役社長	—
松 坂 一 生	取 締 役	—
小谷田 博章	取 締 役	—
樋 口 俊 郎	取 締 役	東京大学名誉教授
川 瀬 信 雄	取 締 役	ジョイNテック株式会社 代表取締役
金井田 克司	監 査 役	—
安 岐 浩 一	監 査 役	ひびき監査法人 代表社員
酒 井 明 彦	監 査 役	—

注1) 取締役 樋口俊郎氏、川瀬信雄氏は社外取締役であります。

注2) 監査役 金井田克司氏、安岐浩一氏、酒井明彦氏は社外監査役であります。

注3) 当社は監査役 金井田克司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

注4) 監査役 金井田克司氏は経理財務業務に従事した経験を有しており、また、監査役 安岐浩一氏は会計士の資格を有しており、両名とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役 樋口俊郎氏と取締役 川瀬信雄氏、並びに監査役 金井田克司氏、監査役 安岐浩一氏及び監査役 酒井明彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

①被保険者の範囲

当社のすべての取締役及び監査役。

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とするこ

とにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬	
	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	33,408千円 (6,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	8,808千円 (8,808千円)
合計 (うち社外役員)	8名 (5名)	42,216千円 (14,808千円)

注1) 当事業年度末における取締役は5名、監査役は3名であります。

注2) 上記には、新株予約権による報酬及び使用人兼務役員の使用人分給与は含んでおりません。

注3) 2004年11月8日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額金50,000千円以内（使用人兼務役員に係る使用人分給与を含まないものとする。）と決議いただいております。また、2018年6月20日開催の定時株主総会において、監査役の報酬額を年額金15,000千円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

①社外取締役 樋口俊郎

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

東京大学の名誉教授であり、当社と取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。樋口取締役には、長年の経験に基づいた高所大所からの意見を期待しており、重要事項の質疑をはじめポイントを押さえた積極的な発言をしております。

(ii) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

②社外取締役 川瀬信雄

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

ジョインテック株式会社の代表取締役であり、当社と取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は92.3%であります。川瀬取締役には、特に現場が求める技術的な点に関し豊富な知識によるサポートを期待しており、重要事項の質疑をはじめ技術的事項に網羅的な指導・発言をしております。

(ii) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

③社外監査役 金井田克司

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。

(ii) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

(iii) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

④社外監査役 安岐浩一

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

ひびき監査法人の代表社員であり、当社と取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は92.3%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。

(ii) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は83.3%であります。

(iii) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

⑤社外監査役 酒井明彦

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。

(ii) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

(iii) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 あかり監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9,400 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,400 千円

注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、東京証券取引所が定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査及び金融商品取引法第193条の2第1項に準ずる監査の各々の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注2) 監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積りの算出根拠等の妥当性を検討した結果、監査法人の報酬等につき同意しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務の執行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合には、会計監査人を解任又は不再任とすることを決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められ改善の見込みが無いと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を以下のように定めております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役は、全取締役、使用人に対して当社の企業理念及び法令遵守を徹底させ、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を指導するとともに、適宜、外部の専門家への確認を行い、コンプライアンス遵守を主導します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、社内規程に基づき文書または電磁的媒体にて適切に記録・保存・管理するために必要な体制を整備します。また、取締役の職務に係る文書・情報は、監査役の求めに応じて閲覧可能な体制を整え、監査役の監査を受けてまいります。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクの識別・評価については、各部門に係わる個別のリスクを部門長が中心となって検討し、その結果をリスクアセスメント一覧表に取り纏めた上、リスク管理委員がリスク管理委員会にて当該リスクアセスメント一覧表を審議・承認します。リスクへの対応については、リスク管理規程に基づき取締役会やリスク管理委員会にて個別リスクを評価の上、対応を検討・決定し、所管部門にてその対応を実行しております。危機管理の対象となる事象が発生した場合にも、リスク管理規程に従い、リスク管理委員会による討議を経て、必要な場合には取締役会の承認を受け、適切・迅速に対応します。また、当社は適宜弁護士等の外部専門家から経営上のアドバイスをうける体制を敷いております。代表取締役直属の社長室に配置した内部監査担当者は、各業務部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告し、代表取締役は、リスク管理の状況を適宜取締役会に報告します。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、取締役及び各部門長の職務分掌を明確にし、定期的に取締役会で職務執行状況が報告される体制を整備してまいります。

e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときには、監査役会の意見を聴取し、取締役会が決定してまいります。

f. 監査役の補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として決定された期間、当該使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要するものとしてまいります。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に着しい損害を及ぼす恐れのある事実や不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

監査役は取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役、使用人に対して書類の提出を求め、業務執行についての報告を受けてまいります。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題やリスクについて意見交換を行い、相互理解を深めております。監査役は、内部監査担当者から各部門に関する内部監査の状況について説明・報告を受け、緊密な連携をとることとしております。監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換を行います。

i. 監査役の職務の執行に生ずる費用及びその他の当該業務の執行に生ずる費用等の処理に係る方針

会社が、監査役の職務の執行に必要なと認め除き、その費用等を負担することとしております。

j. 監査役へ報告した者が不利な取扱いを受けない体制

監査役へ報告を行った当社取締役及び使用人に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことのないよう、内部通報者を保護することを定めた、内部通報制度を策定しており、その旨を当社取締役及び使用人に周知徹底しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営理念・経営方針に裏付けられた「コンプライアンス基本方針」を策定し、高い企業倫理と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を行っています。具体的には、全役職員が日常意識すべき心がけ等を「コンプライアンス指導指針」に定めて法令順守の徹底を図っています。また、コンプライアンス体制の構築・運用に関しては、「コンプライアンス規程」を制定して全役職員に法令遵守の徹底を図っています。代表取締役を委員長とした内部統制委員会を開催し、コンプライアンス体制の構築と推進及び財務情報の適正性維持に取り組んでいます。取締役会を毎月一回以上開催し、取締役及び監査役は審議事項について活発な意見交換を行っており、特に社外取締役・監査役は独立的かつ客観的・専門的な立場から意見表明し、取締役の業務執行について積極的に提言を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」に基づき、取締役会等の議事録を始め稟議書及び重要な契約書等業務執行に関する文書を適切に保管しております。また、監査役は必要に応じてこれらの文書を閲覧するとともに、定期的に監査しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を制定し、リスク管理体制を明文化して運用を行っています。また、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を開催し、会社に重大な影響を与えるリスクを洗い出し、それに対処する具体的な統制活動や見直しを行う為に PDCA サイクルを回しております。内部監査担当者は各部門のリスク管理の実態について監査し、代表取締役に報告し、代表取締役は取締役会に報告しています。高まりつつある情報漏洩や情報紛失リスクを防止するため、「情報管理規程」を策定して、情報処理業務に於ける管理ルールと管理責任部署の明確化を図っています。重要な契約等

の法務チェックは適宜顧問契約先である法律事務所をお願いしております。また、中国・台湾での事業拡大に伴い、当該地域の法務サポートが受けられる体制を整備しています。新型コロナウイルス感染症に対して、「新型コロナウイルス感染症ガイドライン」をその感染実態に即して適宜見直し、感染予防・感染拡大防止に向けた各種施策を実行しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役等がその職務を効率的に執行できるように取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程等を定め、責任の明確化と意思決定の迅速化を図っております。また、代表取締役等が取締役会でその職務執行状況を報告しています。なお、取締役会は月次業績レビューを通じ、適宜経営課題を把握し、必要な是正を行うことで職務執行の効率化を図っております。予算制度の一層の充実化を図り、各部門の目標管理及び責任の明確化を行った。併せて、3ヶ年の中期経営計画を策定し、中長期的な視点から市場動向に適合させた事業運営並びに投資計画を立案し、効率的な事業立ち上げを図っている。

⑤ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会等重要な会議に出席することで、取締役及び使用人の業務執行上の重要な情報を把握する体制をとっております。また、監査役は内部監査担当者による内部監査の実施状況等について報告を受け、必要に応じて意見を述べています。

なお、「内部通報制度運用要領」により、公益通報制度の存在、具体的な処理等及び監査役に報告した者が不利な取扱いを受けることが無いことを規定しており、その説明会を開催し、周知徹底を図っております。

⑥ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と半期に一回意見交換会を実施し、相互の意思疎通と信頼関係の構築を行っています。また、監査役は会計監査人と定期的に、会計監査人の監査報告・監査計画及び監査実施状況等について報告を受け、また意見交換を行って会計監査人との連携を図るとともに、内部監査担当者と四半期に一回意見交換会を実施し、内部監査結果及び改善施策について報告を受け、連携を通じて監査役としての監査機能の強化を図っております。

⑦ 監査役の職務の執行に生ずる費用及びその他の当該業務の執行に生ずる費用等の処理に係る方針

会社が、監査役の職務を執行するために必要な費用は全額負担しております。

⑧ 監査役へ報告した者が不利な取扱いを受けない体制

内部通報者を保護することを定めた、「内部通報制度運用要領」を策定し、当社取締役及び使用人向けに社内の勉強会を開催するなど、周知徹底・運用強化を図っております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	493,220	流動負債	60,180
現金及び預金	434,464	支払手形	7,207
受取手形	2,590	電子記録債務	10,759
電子記録債権	5,719	買掛金	12,142
売掛金	25,030	未払金	5,087
製品	2,090	未払費用	4,617
仕掛品	9,956	未払法人税等	5,481
原材料	10,573	未払消費税等	60
貯蔵品	222	預り金	776
前払費用	1,987	前受金	4,008
未収収益	584	賞与引当金	4,016
		製品保証引当金	2,301
固定資産	34,525	リース債務	3,722
投資その他の資産	34,525	固定負債	149,700
差入保証金	34,525	長期借入金	120,000
		リース債務	29,700
		負 債 合 計	209,880
		純 資 産 の 部	
		株主資本	317,865
		資本金	907,300
		資本剰余金	857,300
		資本準備金	857,300
		利益剰余金	△ 1,442,734
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	
		別途積立金	13,000
		繰越利益剰余金	△ 1,458,234
		自己株式	△ 4,000
		純 資 産 合 計	317,865
資 産 合 計	527,746	負債・純資産合計	527,746

*記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		215,925
売上原価		120,465
売上総利益		95,460
販売費及び一般管理費		169,629
営業損失 (△)		△74,168
営業外収益		
受取利息	7	
為替差益	1,029	
補助金収入	900	
雑収入	1,426	3,363
営業外費用		
支払利息	2,885	2,885
経常損失 (△)		△73,690
特別損失		
減損損失	38,253	38,253
税引前当期純損失 (△)		△111,943
法人税、住民税及び事業税	1,070	1,070
当期純損失 (△)		△113,014

*記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	907,300	857,300	857,300	2,500	13,000	△ 1,345,220	△ 1,329,720
当期変動額							
当期純損失 (△)						△ 113,014	△ 113,014
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 113,014	△ 113,014
当期末残高	907,300	857,300	857,300	2,500	13,000	△ 1,458,234	△ 1,442,734

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△ 4,000	430,879	430,879
当期変動額			
当期純損失 (△)	-	△ 113,014	△ 113,014
当期変動額合計	-	△ 113,014	△ 113,014
当期末残高	△ 4,000	317,865	317,865

*記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製 品	個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
仕掛品	個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
原材料	移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（2007年3月以前に取得したものは旧定率法）を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備：	15年
機械及び装置：	8年
工具、器具及び備品：	5～6年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、製造販売権については、見積耐用年数（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を残価保証相当額とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間の無償補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、国内販売においては製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しており、輸出販売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、当社は、従来は国内販売においては主に出荷時に収益を認識しておりましたが、顧客に製品を引き渡した時に収益を認識することとしております。また、輸出販売においては主に通関日に収益を認識しておりましたが、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に与える影響はありません。また、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損損失)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 38,253 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである事業用資産については、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額の算定にあたっては、決算時点で入手可能な情報や資料に基づき合理的に判断しておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束時期や経営環境の変動等により、利益計画の見直しが必要となつ

た場合、当社の翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りへの影響の仮定については、(追加情報)に記載のとおりであります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当事業年度の中間発行者情報の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響の収束時期等の仮定は、「2023 年 3 月期下半期以降はコロナウイルスワクチン接種が世界的に拡大されることで感染拡大傾向が薄れ、移動制限の緩和、マスク着用の制限緩和など、企業活動を制限する各種規制の緩和が進む」と仮定するものとしておりましたが、コロナウイルスワクチンの世界的接種が進み、多くの先進国では感染拡大傾向が薄れる一方、ウイルスそのものの変容による感染率の高い種が発生すると、その後はワクチンの接種率には関わらず罹患率が急激に高まるなど、決して予断を許さない状況に置かれております。また、世界の工場と目されるアジア諸国のコロナウイルス対策は、中国における『ゼロコロナ対策』などを代表として様々であります。部材の調達難に直結するこれらの対応は、今後も継続的に部材の調達難に結びつくリスクが高いことから、「2023 年 3 月期の上期(2022 年 4 月～2022 年 9 月)には現状と同等の強い影響が残り、同年度下期(2022 年 10 月～2023 年 3 月)にはその影響が弱まり、その後半年程度の期間を掛けて回復が進み、2024 年 3 月期の下期(2023 年 10 月～2024 年 3 月)にはパンデミック前に近い状況に復帰していく」ことに想定を変更しております。

この為、上記のような前提に変更し、固定資産の減損判定、繰延税金資産の回収可能性及び継続企業の前提に係る将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経営環境への影響は不透明であり、かつその影響について不確定要素が多いことから、将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 285,789 千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

6. 損益計算書に関する注記

- (1) 固定資産の減損損失に関する注記

事業用資産について、収益性の低下により投資額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数

- ① 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,806,000 株

- ② 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 80,000 株

- (2) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の数

普通株式 595,000 株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生主な原因は、税務上の繰越欠損金、有形固定資産及び無形固定資産に係る減損損失、原材料及び製品に係る棚卸評価損の否認等であります。

なお、繰延税金資産と同額の評価性引当額を計上しております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては、後述する為替及び金利の変動リスクを回避するために先物為替予約取引を利用しますが、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

受取手形、電子記録債権及び売掛金は、事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクが存在します。

また、海外で営業を行うにあたり生じる外貨建営業債権は、為替の変動リスクが存在します。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、支払手形及び電子記録債務は、そのほとんどが120日以内の支払期日であります。借入金は、主に長期運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。また、リース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続に従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建営業債権債務については、為替の変動リスクを回避することを目的に、先物為替予約取引を行う場合があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2022年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	34,525	33,960	△564
資産計	34,525	33,960	△564
(1) リース債務（1年内返済予定を含む）	33,422	33,371	△51
(2) 長期借入金	120,000	119,427	△572
負債計	153,422	152,798	△632

(注) 1. 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	434,464	-	-	-
受取手形	2,590	-	-	-
電子記録債権	5,719	-	-	-
売掛金	25,030	-	-	-
差入保証金	29,700	4,825	-	-
合計	467,805	4,825	-	-

3. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	-	4,272	12,708	12,708	22,708	67,604
リース債務	33,422	-	-	-	-	-
合計	33,422	4,272	12,708	12,708	22,708	67,604

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプ

ットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項ありません。

- ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
差入保証金	—	33,960	—	33,960
資産計	—	33,960	—	33,960
リース債務（１年内返済予定を含む）	—	33,371	—	33,371
長期借入金	—	119,427	—	119,427
負債計	—	152,798	—	152,798

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローと国債利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 85 円 31 銭
1 株当たり当期純損失（△） △30 円 33 銭

11. 収益認識に関する注記

- （1）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約について、以下の 5 ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ 1：顧客との契約を識別する

ステップ 2：契約における履行義務を識別する

ステップ 3：取引価格を算定する

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は、静電界を用いた吸着システム事業において、主として日本、台湾及び中国の顧客に対し、静電チャック関連製品を販売しております。

履行義務の充足時点については、国内販売においては製品を顧客に引き渡した時点としており、輸出版売においてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に転移した時点としておりますが、これは顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

静電チャック関連製品の販売契約において、引渡し後 1 年以内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

筑波精工株式会社

取締役会 御中

あかり監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 狐塚 利光 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 林 成治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、筑波精工株式会社の 2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの第 37 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【監査役会の監査報告書】

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

筑波精工株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 金井田 克 司

社外監査役 安 岐 浩 一

社外監査役 酒 井 明 彦

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 変更理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第17条1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②変更案第17条2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規程を設けるものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規程(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

現行定款	変更案
第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	第17条 (電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
(新設)	(附則) 1. 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第17条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書き

	に規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日にこれを削除する。
--	---

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、下記のとおり取締役4名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する当社 株式の数
傅 寶菜 (1969年10月9日生)	2001年6月 2004年6月 2009年10月 2010年5月 2012年5月	三洋シリコン電子株式会社入社 当社入社 取締役技術部長 当社 常務取締役 技術担当 当社 代表取締役専務 当社 代表取締役社長（現任）	217,000株
	(取締役候補とした理由) 傅寶菜氏は、当社入社時より現在の当社における中心事業である「静電界を用いた吸着システム事業」の研究開発並びに製品化を主導し、現在も当社事業の発展と拡大をリードする中心人物であります。当社事業の全てに精通するとともに、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらを当社の経営に生かすために、取締役として選任をお願いするものであります。		
松坂 一生 (1960年4月27日生)	1984年 4月 1987年 6月 1997年 8月 2001年 7月 2004年 2月 2017年 2月 2018年 4月 2019年 6月	三井海洋開発株式会社入社 Jardine Fleming Securities Ltd 証券会社東京支店入社 Paine Webber & Co. 証券会社東京支店入社 管理部長 日本トラスティサービス信託銀行株式会社入行 エイチ・エス証券株式会社入社 投資銀行本部公開引受部 株式会社プログレス入社 公開担当 当社入社 管理部長 当社 取締役管理部長（現任）	100株
	(取締役候補とした理由) 松坂一生氏は、証券、金融分野に精通するとともに、財務政策、株主政策、IR活動等に関して豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験と見識や、当社の管理部長として当社の事業内容に精通してきた経験を、当社の内部管理体制強化やコーポレートガバナンスの強化に生かすために、取締役として選任をお願いするものであります。		
小谷田 博章 (1976年6月13日生)	2002年 4月 2006年 5月 2011年 4月 2018年 3月 2021年 6月	関東三洋セミコンダクターズ(株)入社 当社入社 当社 技術部 課長就任 当社 技術部 部長就任 当社 取締役技術部長・生産技術部長（現任）	20,000株
	(取締役候補とした理由) 小谷田博章氏は、当社入社時より「静電界を用いた吸着システム事業」の研究開発並びに製品化を主導し、現在も当社技術部門の中心人物であります。技術者としての素養に恵まれ、技術的に困難なアプリケーション開発を推進する能力に秀でており、今後の当社の発展の要としてこれまでの経験と高い見識を活かすために、取締役として選任をお願いするものであります。		

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する当社 株式の数
樋口 俊郎 (1950年2月26日生)	1977年4月	東京大学生産技術研究所講師	258,000株
	1978年4月	東京大学生産技術研究所助教授	
1991年11月	東京大学工学部教授		
1995年4月	東京大学大学院工学系研究科教授		
2005年 4 月	当社 社外取締役就任（現任）		
2015年 6 月	東京大学名誉教授（現任）		
(社外取締役候補とした理由) 樋口俊郎氏は、東京大学大学院工学系研究科教授として、長年にわたり静電チャックの研究に携り、その経歴を通じて培った技術の専門家としての経験・見識から当社の経営の監督とチェック機能を期待して、取締役として選任をお願いするものであります。			

- 注1) 各取締役候補と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 注2) 樋口俊郎氏は、社外取締役候補であります。
- 注3) 社外取締役候補者樋口俊郎氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって、17年であります。
- 注4) 当社は樋口俊郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額としております。樋口俊郎氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役3名のうち、安岐浩一氏と酒井明彦氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、下記のとおり監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する当社 株式の数
安岐 浩一 (1964年6月28日)	1989年 4 月 1993年10月 1997年 9 月 2005年 9 月 2008年 6 月	(株)三菱総合研究所入社 監査法人トーマツ入所 安岐浩一公認会計士事務所開業 ひびき監査法人代表社員（現任） 当社 社外監査役就任（現任）	10,000株
	(社外監査役候補とした理由) 安岐浩一氏は、公認会計士としての専門的な見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行出来ると判断し、これらの専門的な見識を当社の監査体制の強化に活かして頂きたいため、社外監査役として選任をお願いする者であります。		
酒井 明彦 (1954年1月1日)	1984年 4 月 1994年10月 1996年 9 月 2008年 6 月 2011年 4 月 2018年 6 月	セイコーエプソン入社 エプソンアメリカ 副社長 エプソンアメリカ 会長 セイコーエプソン 取締役 経営戦略室長 東北エプソン 代表取締役社長 当社 社外監査役就任（現任）	1,000株
	(社外監査役候補とした理由) 酒井明彦氏は、大手電機メーカーにおける国内外での勤務経験を有している上、代表取締役等としてのマネジメントの経験も豊富であります。これらの豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かす為に、監査役として選任をお願いするものであります。		

- 注1) 各監査役候補と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 注2) 安岐浩一氏、酒井明彦氏は、社外監査役候補であります。
- 注3) 社外監査役候補者安岐浩一氏、酒井明彦氏は現に当社の社外監査役であり、その就任してから年数は本総会終結の時をもって、安岐浩一氏は14年、酒井明彦氏は4年であります。
- 注4) 当社は安岐浩一氏、酒井明彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額としております。安岐浩一氏と酒井明彦氏が再任された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以 上

[illegible]

[illegible]

株主総会会場ご案内図

チサンホテル 宇都宮 2階会場 “いちよう”
栃木県宇都宮市駅前通り三丁目2番3号
電話 028(634)4311 (代)



■ お車でお越しのお客様

東北自動車道 鹿沼 IC から JR 宇都宮駅に向かって約 20 分

東北自動車道 宇都宮 IC から約 25 分

■ JR でお越しのお客様

JR 宇都宮駅西口ロータリー向かい側。徒歩約 1 分。